

慶弔費規定内規

～関商工高等学校ラグビー部OB会慶弔金給付について～

第1条 この内規は関商工高等学校ラグビー部OB会員(以下「会員」という)及び現役の慶事・弔事について必要な事項を定める。

第2条 会員に対して慶弔の意を表すもので慶額は次のとおりとする。

1.会員本人が結婚した場合	祝電
2.会員本人が死亡した場合	香典料 5,000円、弔花
3.会員本人の配偶者が死亡した場合	香典料 5,000円、弔花

第3条 現役に対しての慶弔の意を表すもので慶額は次のとおりとする。

1. 本人が死亡した場合	香典料 5,000円
--------------	------------

第4条 第四条会員以外についてはOB会役員の承認をもって支給することができる。

1.現顧問
2.旧顧問
3.特別会員
4.関商工ラグビー部及びOB会に著しい貢献のあった者

第5条 現顧問転出者への餞別金は5000円とする

第六条 上記以外の事項については、その都度審議する。

上記事項はOB会に対してその旨、連絡があった場合に施行される

付則 この内規は平成22年(2010年)5月2日に執行する。